

外形標準課税について

【外形標準課税の趣旨】

事業規模に応じて薄く広く公平に	税負担の公平性の確保
受益に応じた負担を求める税に	応益課税としての税の正確の明確化
安定的な行政サービスの提供のために	地方分権を支える基幹税の安定化
努力した企業が報われる税制に	経済の活性化、経済構造改革の促進

【制度の概要】

対象となるのは、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（一般社団・財団法人等を除く）です。

税率については、法人事業税の税率表をご覧ください。

付加価値割の仕組み

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times \text{税率}$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※ 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



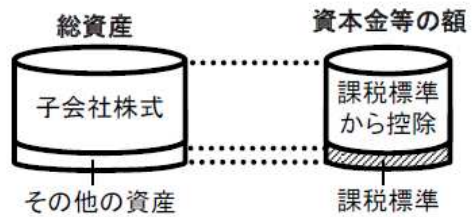
$$\text{付加価値額} = 111 = \text{報酬給与額} 120 - \text{控除} 29$$

$$= \text{収益配分額}(130) + \text{単年度損益}(10) - \text{雇用安定控除額}(29)$$

資本割額 = 資本金等の額 × 税率

$$\text{資本金等の額} = \text{法人税法に規定する資本金等の額} \\ \text{又は連結個別資本金等の額}$$

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

